

人吉市農業委員会定例総会

(第11回)

令和5年10月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年10月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 63 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 64 号 農地法第5条の許可申請に対する意見の決定について
日程第 3 議第 65 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 66 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4
年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委
員会の意見決定について
日程第 5 議第 67 号 令和5年度農地利用集積等促進計画案について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	渕 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子

同	18番	椎葉 徹
同	19番	元田 和弘
同	20番	赤池 親
同	21番	迫田 公江
同	22番	仲村 建彦
同	23番	北山 加一郎
同	24番	東 悟
同	25番	東 照

議事録署名農業委員 5番 竹下 豊
 議事録署名推進委員 14番 山本 雄二

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村 洋宣
係	長	豊永 英紀
主	任	渕田 奈緒美
再任用職員		坂井 正子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。

ただ今から令和5年第11回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に5番委員、14番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長をお願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第63号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第63号 朗読

○（議長）1番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）皆さんおはようございます。議第63号、農地法第3条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。

地目は畑、農振区分は農用外、面積は1筆で133㎡。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大です。場所は別紙位置図のとおりです。住宅の新築に伴いまして、南側に隣接した当該農地を合わせて購入したそうです。当該地の一部には栗、柿の木が植栽されております。今後は、柿の木などは伐採され、季節野菜を栽培される予定です。農作業機械は一式所有されております。譲受人には畑として適正に耕作、管理していただくようお願いしております。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、総合判断として許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第2・議第64号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第64号 朗読

○（議長）1番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）議第64号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内、面積は3筆で合計6,579㎡です。権利種別は賃貸借権の設定です。賃貸人、賃借人は記載のとおりです。申請地は第1種農地、都市計画用途指定区域外です。農地の区分と転用目的は、申請地は農用地区域内農地であるが、一時的な利用に供するために行うものであつて、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いと認められることから、農地転用の不許可の例外事由に該当し、許可が可能なものであります。期間は許可日から1年間となっております。砂利採取法に基づき、採取するものです。な所は別紙位置図のとおりです。申請地周辺は通行の往来が少ない田園地帯であります。次に実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、4番、6番、8番、9番に

適当と判断いたしました。4番につきましては、砂利採取法に基づく認可が必要であるが、県エネルギー政策課と協議していく予定です。また、9番につきましては、農地の復元計画が適切に立てられており、埋戻しに関する保証書及び過去2年間の許可に係る埋戻し状況説明書が添付されております。よって総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について2番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）おはようございます。議第64号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は譲渡人が3名いらっしゃるのそれぞれ1筆、1筆、2筆となりまして、4筆合計の3,628㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地分譲となっております。農地区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地は別紙の位置図3ページのとおりです。ここで少し補足いたします。この地図上、申請地の上の方が農地のようになっていますが、この地図が古く、実際には2筆とも店舗となっているため、農地ではございません。地図上の店舗となっているところの下は農地として残っておりますが、今回の申請地とは里道を挟んでおりまして、直接的に隣接しておりません。また、その農地についても耕作はされておらず、おそらくあと1～2年するとA判定になるのではないかという状態でありました。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで、農地の区分は第3種農地です。一般基準の1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断をしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

○（事務局係長）事務局から補足いたします。初めての委員さんもいらっしゃるので、お伝えしておきます。今回の農地法第5条の許可申請に対する意見の決定ですが、転用面積が3,000㎡を超える転用案件は県の常設審議委員会にかけないといけません。1番も2番も3,000㎡を超えておりますので、市のほうでは意見の決定ということで、来月の11月20日に行われます常設審議委員会のほうに持って行きます。その後、許可書の発行となります。ここで諮ったものを県のほうでも審査をして、11月20日以降の許可の決定となりますので、お伝えしておきます。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ほかに質疑等はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第65号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第65号 朗読

○（議長）ここで事務局から発言の申し出があります。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）3番の案件についてですが、転用理由が太陽光発電施設のための進入路となっておりますが、進入路の漢字が「侵入」となっておりますので、進むほうの「進入」に訂正をお願いいたします。以上です。

○（議長）よろしいでしょうか。

それでは、1番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。それでは、議第65号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は159㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地拡張及び駐車場です。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図のとおりです。場所は国道2

19号線より少し入った所で生活雑排水、汚水は公共下水道に流すとのことです。奥には譲渡人の農地がありますが、通路を確保することで合意しているということです。なお、既転用で始末書が提出されております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第2種農地です。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番と3番について8番委員の調査報告をお願いします。

○（8番委員）おはようございます。議第65号、農地法第5条の許可申請に対する2番と3番の調査報告をします。これは関連する案件となります。まずは、2番をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外で面積は4筆で2,927㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は太陽光発電施設となっております。540Wの362枚を設置されるということです。ここは第3種農地で都市計画用途指定区域内でございます。着工と完了は記載のとおりでございます。事業計画書が出ておりますので、読み上げたいと思います。申請地は事業計画者が太陽光発電事業を推進する上で一団のまとまった面積を確保でき、また、周辺農地への影響も少なく、日光を遮断する障害物もないため、事業計画地としては最適地であるので、申請地を事業用地に選定したということでございます。給排水計画に対しまして、給水は太陽光発電設備であるから給排水設備は不要で、雨水は自然浸透ということでございます。被害防除策については、被害が発生しないよう十分に注意をし、周辺農地等に被害が生じた場合及び生じる恐れのある場合は事業者が責任をもって解決するということでございました。完成後の被害防除策に対しましても近隣農地への被害発生のないよう充分注意し、周辺農地等に被害が生じた場合及び生じる恐れのある場合は事業者が責任をもって解決をするということでございます。実質審査表をご覧ください。また、位置図はタブレットをご覧ください。

立地基準、農地の区分は第3種農地で転用候補地内の農地の区分別及びその割合は、その他で2, 927㎡の100%です。農地の区分と転用目的は、第3種農地の転用は、許可することができるとなっております。一般基準としまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆さんのご審議の方よろしく願います。

次に3番について調査報告をいたします。この事業に関しましてここに記載されておりますように太陽光発電施設のための進入路となっております。この農地を通らないと作業が出来ないということで、一時転用で許可を求めています。土地の所在と地目は記載のとおりでございます。農振区分は農用外で面積は3筆で392㎡でございます。これは賃貸借権の設定でございます。貸付人、借受人は記載のとおりでございます。先ほど報告したとおり、転用目的は太陽光発電施設のための進入路ということであがってきております。これは一時転用で第3種農地、都市計画用途指定区域内でございます。事業の始期と終期は記載のとおりでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地です。農地の区分と転用目的は、第3種農地の転用は、許可することができるということでございます。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。皆さんのご審議の方よろしく願います。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）住宅が密集しているようですが、住宅にパネルの反射などの影響はないのでしょうか。
- （8番委員）この場所は地図を見ていただければ分かるかと思いますが、市営住宅がありまして、すぐその下に今の申請地があります。反対側は農地として進入路を通っていくような計画であり、その先は線路となっております。太陽光パネルは線路の方向を向いて並べられますので、太陽光については問題はないと思っております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番について4番委員の調査報告をお願いします。

- (4番委員) 議第65号、農地法第5条の4番について報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。登記簿地目は田、農振区分は農用外です。面積は2筆合計の1,051㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は事務所及び車庫並びに駐車場の建設です。農地の区分は第2種農地、都市計画用途指定区域外になります。着工と完了は記載のとおりでございます。申請地の位置図はタブレットの6ページをご覧ください。国道267号線に接しております。現地を調査したところ、現地は既に砂利が敷かれ、整地されております。しかし、この2筆については、昭和53年4月1日付けで倉庫として転用許可が下りている農地になります。許可後に当時の申請人が目的を達成しないまま死亡されたため、新たに農地法第5条の申請をされました。次に実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しました。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくをお願いします。

- (議長) ありがとうございます。4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
5番について7番委員の調査報告をお願いします。

- (7番委員) おはようございます。議第65号、農地法第5条の許可申請に対する5番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田と畑です。農振区分は農用外で面積は田が1筆の1, 150㎡、畑が1筆の97㎡、合計の1, 247㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は新聞社本社事業所の建設です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりでございます。転用場所は別紙位置図7ページでございます。事業の目的及び必要についてですが、現在の本社所在地は土地も狭く、駐車スペースも玄関前に数台分しか置くことができず、社員用駐車場を近くに借りるなど不便です。広い計画地に本社を新築移転することで職場環境を改善し、業務拡張及び事業の発展を図りたいとなっております。被害防除計画といたしましては、造成に係る土砂の流出、たい積、崩壊への対応策、隣接地との境界には盛土をし、土砂の流出等がないように留意するとなっております。万一、被害が発生した場合は当方において責任を持って対応することになっております。実質審査表をご覧ください。第3種農地の転用は許可することができるとなっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

- (議長) ありがとうございました。5番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。
日程第4・議第66号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第４・議第６６号 朗読

○（議長）それでは事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和５年１０月１２日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が５，２２２㎡、「畑」が０㎡、合計の５，２２２㎡あがってきております。一番下の所有権移転はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が２件、再設定が１件、合計の３件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を５分間ほどとります。１０時７分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。質疑の前に１４番委員より報告がありますので、お願いします。

○（１４番委員）おはようございます。１番の案件につきましては、８月の定例総会で保留となっている案件でございます。その後、この案件について調査を行いました。１０月２０日に現地を再確認したところ、９月に草払いをしたあと、そのままの状態でありました。当初は耕すということを条件にしておりましたが、残念ながら耕してはありませんでした。その後、本人に確認を取りました。貸人が心配をされておられる話をして、来年からは作付けをしたいという意気込みでありましたが、どうなのかという心配をしております。他にも借入地がありますが、その農地についてもきちんと

草払いなどの管理をしていただくように話をしたところ、市のほうから再度、指導があつて、下林町に借りている物件については、整理をして近くに作付けをするということでもございました。何度も話をし、その時にはよく話を聞いてくれますが、行動が伴わないなと思っておるところであります。以上です。

○（議長）ありがとうございました。次に事務局長お願いします。

○（事務局長）今、14番委員が言われた市のほうからの指導というのは、私のほうが話をした内容ではないかと思っております。皆様、ご承知のとおり薩摩瀬地区のほうで防災ステーション等の要望が地元からあつており、その調整を借人ともやっております。そういった中で今回のことも含めて今の借人が借用されている農地については、非常に耕作をされていない。水稻を作っていられただけで、あとが荒れているような状況でもございました。このことについて農業委員会の立場といたしまして借りて荒らしているということは非常に周辺農地の方々に迷惑をかけるので、また、借地等が点在しているため、借地料だけを支払っている状況というのは、あまり望ましくないということで一度、作らないのであればきちんと整理をしたほうがいいのではないかと指導したという内容でございます。以上です。

○（議長）それでは、各自審査されての質疑はありませんか。

○（6番委員）今の案件については稼働員が1人となっておりますが、雇用もされていますか。されていないのでしょうか。

○（事務局長）雇用についてはなかなか的を射ないと言いますか、私たちが聞き取りをする中でも今、薩摩瀬地区等も荒れている状況でございますが、何でこのような状態になっているのかと質問をすると、「いつも雇っている人達が今回、都合がつかなかった。そのため、このような状態になっている。」というような話がありました。通常であれば、定期的にお問い合わせをされているのかは分かりませんが、本人さんと手が足りない時にそういった状況でお願いされているのかなと、聞き取りの中ではそのようにお話をされていたところでございます。

○（6番委員）そうだとしたら仮に雇用を何人、何日あたりという数字を入れていただければ、表面的には管理ができるのではないかと思います。今の1人では厳しいと私は思っております。

○（議長）借人の問題についてはなかなか難しいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）ほかに質疑もないようですので、採決いたします。
貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第５・議第６７号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第５・議第６７号 朗読

- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和５年１０月１３日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

１ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、２件ありました。利用権の転貸の「田」が２６，９７６㎡、「畑」が０㎡、合計で２６，９７６㎡あがってきております。今回、２件ございました。貸借を受ける者の１番の全部効率要件、２番の常時従事要件、３番の地域における安定的農業経営要件について審査をお願いします。以上です。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を５分間ほどとります。１０時１８分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（６番委員）１番の借人の経営状況などが分かれば教えてください。今回、初めて出てきた農事組合法人ですので。分かる範囲でお願いします。

○（事務局 坂井）詳しいことははっきり言って私も分かりませんが、法人の代表の方が人吉市内で個人で利用権設定をされている実績をお持ちの方でございます。その方が法人を立ち上げられて、今回は法人で使用貸借で借りとなっておりますので、きちんと農事組合法人として登録されておりますので、その点につきましては間違いないと思います。

○（議長）実はここは言われたとおり、これに関わる８人ほど出資をされてこの法人は作られております。その構成員は、６番委員は御存じかと思いますが、現職の村議や村の職員さんもおられ、親戚関係も含めて８人で構成された法人です。先ほど言われたように初めてのことで立ち上げられたのは良かったのですが、郡内の法人でありますので、地元の農地が狭いため、お米の収穫量が少ない、法人を立ち上げたことにより、寝る暇がないような状態になるほど仕事の依頼があったようです。今回、申請されている農地は私が以前、お預かりをしていた農地でございます。事情があり、今回、この法人と２番の借受人へ分けて借受人を変更するものです。法人については、遠いところで隣町まで借地があるようです。今後も頑張っていきたいと意気込んでおられました。

○（２５番委員）この法人の正式な読み方を教えていただきたいです。

（事務局長より読み方について回答する）

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和５年第１１回人吉市農業委員会総会を閉会します。

(10時20分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員